



三重県公報

平成24年10月30日（火）

第 2441 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	3
告 示			
736	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	3
737	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	3
738	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	4
739	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(獣 害 対 策 課)	4
740	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定の一部を改正する告示	(同)	5
741	同件	(同)	5
742	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	6
743	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	7
744	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	7
745	同件	(同)	7
746	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	8
747	同件	(同)	8
748	自然公園法の規定による公園事業の変更	(みどり共生推進課)	9
749	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(サービス産業振興課)	9
750	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	10
751	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(流 域 管 理 課)	10
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	11
	同件	(同)	11
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	11
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	15

公共測量が終了した旨の通知
都市計画の図書の写しの縦覧

(公共用地課) 15
(都市政策課) 15

公安委規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年十月三十日

三重県公安委員会委員長 田 中 彩 子

三重県公安委員会規則第四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則（平成四年三重県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに法第十五条第一項」を「法第十五条第一項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、「規定する事務」の下に「並びに法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務」を加える。

第三条中「及び第三十条の三」を「第三十条の三、第三十条の七第一項及び第三十条の十第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 736 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460590199	訪問看護 すみれ	津市末広町1040番地1	株式会社 すみれ	平成24年9月30日	訪問看護
2470702388	訪問介護 すみれ 松阪	松阪市小津町東浦439-1	株式会社 すみれ	平成24年9月21日	訪問介護
2470700499	希望	松阪市下村町869番地3	エスペランサ・有限会社	平成24年8月31日	訪問介護
2470503760	茶話本舗ダイサービス 津市半田	津市半田2339-20	株式会社 ライフブラン	平成24年9月30日	通所介護

三重県告示第 737 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470200193	常盤在宅介護サービスセンター	四日市市城東町3-22	社会福祉法人 青山里会	平成24年9月30日	居宅介護支援
2470200169	介護総合センター かんざき 居宅介護支援事業	四日市市寺方町東谷986-4	社会福祉法人 青山里会	平成24年9月30日	居宅介護支援

2470200177	川島在宅介護サービスセンター	四日市市川島町別山4040	社会福祉法人 青山里会	平成24年9月30日	居宅介護支援
2470400033	亀山在宅介護サービスセンター	亀山市羽若町字松本645-14	社会福祉法人 青山里会	平成24年9月30日	居宅介護支援

三重県告示第 738 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460590199	訪問看護 すみれ	津市末広町1040番地1	株式会社 すみれ	平成24年9月30日	介護予防訪問看護
2470702388	訪問介護 すみれ 松阪	松阪市小津町東浦439-1	株式会社 すみれ	平成24年9月21日	介護予防訪問介護
2470700499	希望	松阪市下村町869番地3	エスペランサ・有限会社	平成24年8月31日	介護予防訪問介護

三重県告示第 739 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧(昭和47年三重県告示第650号)の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1中3を次のように改める。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第3中1、2及び3を次のように改める。

1 名称

志摩市浜島町大崎鳥獣保護区

2 区域

志摩市浜島町及び同市阿児町地内の県道浜島阿児線を境として、通称大崎半島一円の区域

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第4中1、2及び3を次のように改める。

1 名称

志摩市阿児町賢島鳥獣保護区

2 区域

志摩市阿児町地内の国道167号線を境として、同町字寺川原、字タチメ、字ヤキノサキを含む半島一円及び同町賢島、横山島、多徳島、滑島の区域

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第8中2及び3を次のように改める。

2 区域

名張市滝之原地内、宮前橋東詰を起点として、市道滝之原学校前線を北西に進み、県道滝之原美旗停車場線との交点に至る。同所から同県道を北に進み、無動川との交点に至る。同所から同川の左岸を上流へ進み、「すずらん台団地大沢調整池」堰堤を経て同調整池右岸を上流に進み、無動川との交点に至る。同所から同川の左岸を上流に向かって進み、市道滝之原宮前線との交点に至る。同所から同市道を南西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

三重県告示第 740 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定（昭和 57 年三重県告示第 580 号）の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 中 4 を次のように改める。

4 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

第 2 中 2 及び 4 を次のように改める。

2 区域

松阪市大字駅部田町地内、県道松阪嬉野線と県道小片野駅部田線との交点を起点とし、同所より県道小片野駅部田線を南に進み同県道の終点（56 年度開設工事終点）に至り、同地点の中部電力送電線南勢分岐線 46 号鉄塔より同市大字桂瀬町字谷に通じる山道を西に進み同市大字御麻生藪町より同市桂瀬町字寺井地内に通じる山道との交点に至り、同所より同市大字桂瀬町字寺井地内に通じる山道を北に進み同山道と国道 166 号線との交点に至り、同所より同国道を北東に進み同市田村町地内において同国道と県道松阪嬉野線との交点に至り、同所より同県道を南東に進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

第 3 中 2 及び 4 を次のように改める。

2 区域

松阪市下村町地内、県道松阪嬉野線と県道松阪環状線との交点を起点として、同所より県道松阪環状線を南東に進み松阪市上川町地内で同県道と県道松阪第二環状線との交点に至り、同所より県道松阪第二環状線を南西に進み松阪市下蛸路町地内で同県道と旧三重交通松阪線路廃線敷との交点に至り、同所より同廃線敷を北西に進み松阪市上蛸路町地内で同廃線敷と通称旧熊野街道との交点に至り、同所より旧熊野街道を北に進み松阪市久保町地内で同街道と久保山団地に至る農道との交点に至り、同所より同農道を北西に進み松阪市久保町地内で同農道と市道山室久保線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み市道山室大谷池線の交点に至り、同所より同市道を西に進み松阪市久保町地内で同市道と国道 42 号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み松阪市駅部田町地内で同国道と県道松阪嬉野線との交点に至り、同所より同県道を東に進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

第 6 中 1、2 及び 4 を次のように改める。

1 名称

志摩市大王町登茂山鳥獣保護区

2 区域

志摩市大王町波切字西志坂地内、志摩市大王清掃センターへ通じる道路と登茂山公園線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み登茂山展望台幹線園路との交点に至り、同所から同園路を南西に進み大王町船越字八木山と同字水ヶ浦との字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字鯉浦と同字水ヶ浦の字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字鯉浦と同字大鼻の字境界との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み英虞湾の海岸線に至り、同所から同海岸線を北西に進み次郎六郎を経てさらに東に進み、大王町波切字西志坂の字境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 741 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定（昭和 62 年三重県告示第 528 号）の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第4中2及び3を次のように改める。

2 区域

北牟婁郡紀北町海山区大字相賀地内、船津川に架かる相賀橋西詰を起点として、同川右岸堤防を北に進み同川に架かる前柱橋に至り、同橋から左岸に渡り町道前柱線に至り、同所から同町道を北に進み前柱林道（自力林道）との交点に至り、同所から同林道を北東に進み前柱池北端に至り、同池岸を南東に進みのち北東に進み町道汐見線に至る道との交点に至り、同所から同道を南に進み町道汐見線の北端に至り、同所から同町道を南のち西に進み、更に南東に進み町道汐見1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道相賀小浦線に至り、同所から同町道を南東のち北東に進み町道渡利小浦線に至り、同所から同町道を南のち南西に進み県道202号線に至り、同所から同県道を南西に進み船津川左岸（相賀橋東詰）に至り、同所から同岸を南に進み船津川河口に至り、更に岸を東に進み松島橋に至り、同所から同橋を南に渡り三角州に至り、同所から三角州北側を西に進み西端に至り、同所から銚子川右岸河口端を結び、同川右岸の護岸を北西に進み同護岸と町道小山里ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み国道42号線との交点（銚子橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み町道本地7号線に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成24年11月1日から平成29年10月31日まで

三重県告示第742号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成4年三重県告示第462号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

第1中3を次のように改める。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第2中3を次のように改める。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第4中2及び3を次のように改める。

2 区域

伊賀市山畑地内の市道山畑代線と林道子延田代線の交差点を起点として、市道山畑代線を大阪市立伊賀青少年野外活動センターに向かい山畑と愛田の境界線の交点に至る。同境界線に沿って西に進み2033林班と2038林班の境界線の尾根に至る。同尾根を北に進み愛田と下柘植の境界線との交点に至る。同所より2029林班と2030林班との境界線の尾根を北に進み霊山山頂に至る。同山頂より市道大沢霊山線を北東に進み柘植町と下柘植との交点に至る。同所より同境界線を東に進み亀山市との境界線に至る。同所より境界線を南下し更に2032林班と5047、5045、5044林班との境界線を南下し林道子延田代線の交点に至る。同所より林道を西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第5中3を次のように改める。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

第6中2及び3を次のように改める。

2 区域

北牟婁郡紀北町海山区白浦字平高地内、海山区の海岸の北端を起点とし、同所から海岸を南に進み、白浦字大白の町有林に至り、同所から大白池南側の尾根を西に進み、矢口浦字青木と字大白道ノ上の字界に至り、同所から尾根を北に進み、熊野灘臨海公園大白テニスコートと山林との境界の道との交点に至り、同所から同道を西に進み、町道矢口奥5号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み、同町道と町道枳穀原深谷1号線及び大白公園内道路との交点に至り、同所から町道枳穀原深谷1号線を北東に進み、大谷橋を渡り、

同所から藤ヶ谷池の西側の尾根を北東に進み、南東に伸びる尾根を経て、白浦字向井の海岸堤防に至り、同所から同堤防の北東端を経て尾根を北東に進み、のち北に進み、紀伊長島区との区界に至り、同所から区境界を東に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 743 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成 4 年三重県告示第 465 号）の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 中 2 及び 3 を次のように改める。

2 区域

津市芸濃町楠原字石山 2307-2、2308-1、2309 及び 2314-1 番地の石山観音公園区域

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 44 年 10 月 31 日まで

第 2 中 2 及び 3 を次のように改める。

2 区域

伊賀市山畑地内子守橋南詰を起点とし、同所から一級河川滝川左岸を北西に進み、川東地内で法仏橋南詰に至り、同所から市道井戸川法佛線を南西に進み、市道西ヶ崎千石谷線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、伊賀市西之澤と炊村、千戸との境界線に至り、同所から同境界線を西に進み、西之澤と千歳との境界線との交点を経て更に北に進み、名阪国道との交点に至り、同所から同国道を北東に進み、一級河川滝川右岸に至り、同所から同川右岸を南東に進み、滝川橋東詰に至り、同所から県道川東佐那具線を東に進み、県道伊賀青山線との交点に至り、同所から同県道を東に進み、市道春日参道線の起点に至り、同所から同市道を東に進み、市道春日山線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、県道伊賀大山田線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 744 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成 6 年三重県告示第 471 号）の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 5 中 2 及び 3 を次のように改める。

2 区域

津市稲葉町地内、県道上稲葉・羽野線と旧久居市と旧美里村の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東に約 1000m 進み、旧津市との境界線に至り、同所から富士 OGM エクセレントクラブ敷地境界に沿って南東に約 3000m 進み、農業用水堰堤西端に至り、同所からさらに同クラブ敷地境界を南に約 400m 進み、同所から南西に約 150m 進み、森工業団地の北西側道路との交点に至り、同所から同道を南西に約 100m 進み、赤道との交点に至り、同所から同赤道を西に約 200m 進み別の赤道との交点に至り、同所から同赤道を南東へ約 300m 進み、同赤道と山田池最奥部との交点に至り、同所から同池の東岸を進み、同池堰堤に至り、同所から同堰堤を南西に進み、県道上稲葉・羽野線に至り、同所から同県道を北西に進み、起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 745 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成 14 年三重県告示第 637 号）の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 中 2 及び 3 を次のように改める。

2 区域

度会郡度会町大字小萩松峠地内の「林道麻加江小萩線」と交差する獅子ヶ岳登山道小萩ルート（以下「小萩ルート」という。）登山口を起点とし、同所から北北西に小萩ルートを進み獅子ヶ岳山頂部を占める通称「獅子ヶ鼻（岩場）」下で、獅子ヶ岳登山道注連指ルート（以下「注連指ルート」という。）の交点に至り、同所から通称「獅子ヶ鼻（岩場）」の周囲を進み日の出の森登山ルート（以下「日の出の森ルート」という。）の交点に至り、同所より、北北東に日の出の森ルートを進み度会町長原猿谷地内の生活環境保全林通称「日の出の森」に至り、同所より北にその周囲を進み通称「日の出の森」北端と「林道麻加江小萩線」の交点に至り、同所より当該林道沿いに南西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 746 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧(平成 14 年三重県告示第 645 号)の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 中 3 を次のように改める。

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

第 7 中 3 を次のように改める。

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 747 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧(平成 18 年三重県告示第 722 号)の一部を次のように改正し、平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

なお、第 5 の区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 5 中 1、2 及び 3 を次のように改める。

1 名称

明和町玉城町齋宮池特定猟具使用禁止区域

2 区域

多気郡明和町大字池村地内、町道齋宮池明和多気線と町道東池村西池村里中線の交点を起点として、同所から町道齋宮池明和多気線を南に進み農道池村農 112 号線との交点に至り、同所から同農道を南東に進み旧惣田池の堤との交点に至り、同所から同堤を東に進み明和町と玉城町の町界に至り、同所から同町界を北へ進み（明和町分）途中明和町有爾中付近で東に進み県道田丸停車場斉明線（通称：サニーロード）との交点に至り、同所から同県道を南へ進み町道矢野玉川線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道上玉川茶屋線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み玉城町上玉川地内吉祥寺池堤に至り、同所から同池の周回道路を北西に約 400m 進み同池の北端に至り、同所から更に北西方向に約 180m 進み明和町と玉城町の境界線との交点（明和町池村地内旧惣田池岸）に至り、同所から同境界線を北西に進み齋宮調整池管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み後に南東に進み齋宮調整池第 2 副堤東端に至り、同所から同副堤東側の管理道路を南西に進み玉城町農道（126）との交点に至り、同所から同農道を南に進み町道茶屋朝久田線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み後に北西に進み町道朝久田第 3 号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道中楽朝久田線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道朝久田第 2 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み農道城西農 24 号線との交点に至り、同所から同農道を北西に

進み農道城西農 23 号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み同農道の終点に至り、同所から玉城町と明和町との町界を北西に進み明和町と多気町との町界に至り、同町界を北西に進み明和町大字池村と大字上村との大字界に至り、同大字界を北東に進み町道池村圃場 1 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道池村射的場線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道上村池村線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道斎宮圃場 16 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道上村池村圃場線に至り、同所から同町道を南に進み町道池村 2 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道金剛坂東池村線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道東池村西池村里中線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

三重県告示第 748 号

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 9 条第 4 項の規定より、鈴鹿国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

なお、関係書類は、三重県農林水産部みどり共生推進課、四日市農林商工環境事務所及び菰野町役場に備え置いて縦覧します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更した公園事業

1 事業の名称及び種類

東海自然歩道

2 事業位置

削除区間

起点 三重郡菰野町（切畑・国定公園境界）

終点 三重郡菰野町（根の平・国定公園境界）

一部削除及び一部路線変更区間

起点 三重郡菰野町（西三岡・国定公園境界）

終点 三重郡菰野町（神明・国定公園境界）

3 施設の規模

変更前 2.65 k m

変更後 1.05 k m

三重県告示第 749 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ夏見橋店

名張市夏見字上之出 2452 番地ほか

2 名張市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

当該店舗の駐車場が、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号）第 15 条に該当する場合、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 15 条により、店舗及び施設の利用者に対してアイドリングストップの周知を行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例により、騒音の予測を行った S1 及び S3 の 2 地点において、朝夕（午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで）の騒音に係る規制（排出）基準（50 d B）を超過していることから、防音対策を行うこと。

イ 入院施設のある病院に隣接していることから、特定施設から排出される音だけでなく、商品の荷さばき音等、店舗及び施設の営業に係る作業音により、当該店舗が周辺的生活環境を損うことのないようにすること。

ウ 関係者から苦情等があった際には、速やかに誠意をもって対応すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 24 年 10 月 30 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 750 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次の道路の区域を平成 24 年 11 月 1 日に変更します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、平成 24 年 11 月 1 日から 2 週間縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市志摩町片田字深谷 10 番 2 から	旧	4.70～37.00	11467.30
志摩市志摩町御座字城山 103 番 44 地先まで	旧新	13.70～61.80	8777.70

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜島阿児線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市浜島町浜島字出湯 3069 番地先から	旧	5.20～31.80	3480.00
志摩市浜島町松山路字釜ヶ谷 3 番 8 地先まで	旧新	9.10～60.90	3549.50

三重県告示第 751 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部流域管理課、三重県伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
浅ヶ谷 2 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
度会郡大紀町錦字寺山、釜土及び浅ヶ谷
- 3 区域の土地の表示

度会郡大紀町錦字寺山 262 番 9 の一部、262 番 29 の一部、262 番 31 の一部、262 番 32 の一部、262 番 33 の全部、262 番 34 の全部、262 番 35 の全部及び 262 番 36 の全部、字釜土 293 番 2 の一部、296 番の一部、297 番の一部、300 番 1 の一部、300 番 2 の一部、302 番の一部、303 番の一部、304 番の一部及び 305 番の全部並びに字浅ヶ谷 306 番の全部、306 番 3 の全部、306 番 6 の全部、307 番 1 の一部、307 番 2 の一部、307 番 3 の

一部、307番4の一部、307番7の全部、307番9の全部、307番10の全部、307番11の一部、307番12の一部、307番13の一部、307番14の一部、307番24の全部、307番25の全部、307番27の全部、307番28の全部、307番29の全部、307番30の全部、307番31の全部、307番36の一部、307番38の全部、307番39の全部及び342番8の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成24年12月22日まで縦覧に供します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木英敬

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

夏、舞い咲いた会

(2) 代表者の氏名

城元 直美

(3) 主たる事務所の所在地

いなべ市藤原町大貝戸781番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は障がい者に対して、障がい福祉サービスに関する事業を行い、もって障がい者が地域の中で自立・社会参加出来るよう支援していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成24年12月22日まで縦覧に供します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木英敬

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

志摩スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

浦口 保夫

(3) 主たる事務所の所在地

志摩市志摩町布施田329番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ活動における新たな環境づくりと青少年の健全育成、地区住民の健全な心身の保持増進、豊かなコミュニティーづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成24年12月22日まで縦覧に供します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 地域福祉を支える三重の会三重まごころ

(2) 代表者の氏名

清水 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

津市西古河町17番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、なんらかの手助けを希望する人々を対象に助け合いの精神に基づいた福祉サービス活動を受け手と担い手が対等な関係を保ちつつ行い、その活動を軸にし、老いても病んでも最期まで自分らしく安心して暮らしていくことができる地域社会の創設に努め、福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成24年12月22日まで縦覧に供します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 L i n o

(2) 代表者の氏名

馬瀬 幸子

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市大字西阿倉川1196番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉に関わる事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成24年12月22日まで縦覧に供します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成24年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 尾鷲・よいとこドットコム

- (2) 代表者の氏名
野田 勇喜雄
- (3) 主たる事務所の所在地
尾鷲市栄町 11 番 5 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、尾鷲市を中心とした三重県全域で生産されている特産品や地域の伝統的な文化・芸術等を、最新 I T 技術を応用した W E B を活用し、また地元や大都市圏での各種イベント開催を通じて、広く全国に P R する手助けや、地域の素材を活かした新たな商品開発支援・指導を行い、尾鷲周辺を中心とした三重ブランドを全国・世界に浸透させることにより、特産品の販路拡大が図られ、観光資源も有効活用され、地域の雇用も生まれ、ひいては尾鷲・三重県全域の地域活性化及び地域振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 24 年 10 月 22 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 三重の海・山・川を守る連絡協議会
- (2) 代表者の氏名
世古 英雄
- (3) 主たる事務所の所在地
津市津興 626 番地 4
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県の海・山・川などの豊かな自然を守り、自然との共生を推進し、豊かで安全な生活を願う人々に対して、自然環境の保護、保全に関する事業を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 24 年 10 月 22 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 スプリング
- (2) 代表者の氏名
種村 浩人
- (3) 主たる事務所の所在地
いなべ市員弁町大泉新田 45 番地 3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、文化、芸術、スポーツ等の地域活性化に関する事業及び、地域の情報化に関する事業を行い、まちづくりの推進と文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項

の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 24 年 10 月 22 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 いなべ市文化協会

(2) 代表者の氏名

種村 浩人

(3) 主たる事務所の所在地

いなべ市北勢町阿下喜 3083 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、文化活動を通していなべ市における芸術文化の振興を図り、地域文化水準の向上に寄与、伝統文化を継承することに関する事業を行い、いなべ市発展の基盤を培うことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 24 年 10 月 22 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 かもめ

(2) 代表者の氏名

島田 正文

(3) 主たる事務所の所在地

度会郡南伊勢町村山 1131 番地 2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障害者（児）及びその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 24 年 10 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 24 年 10 月 22 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 てとて

(2) 代表者の氏名

山本 賢治

(3) 主たる事務所の所在地

南牟婁郡紀宝町井田 2191 番地の 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉ニーズを必要とする人々に、住みなれた地域において安らぎと心豊かな暮らしが確保され継続できるように、必要な福祉サービス活動に関する事業を行い、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進及び地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び現地測量（数値地形図作成））
- 2 作業期間
平成24年10月17日から同年12月26日まで
- 3 作業地域
名張市神屋

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成24年10月10日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（公共基準点新設）
- 2 作業地域
鈴鹿市寺家一丁目地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、木曾岬町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成24年10月30日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
